

委任状

受任者 氏名 行政書士 寺岡 正善

住所 鹿児島県鹿屋市田崎町2815番地 寺岡行政書士事務所

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

自動車登録番号	車台番号	号

車検証を見て、自動車登録番号と車台番号を間違いなく記入してください。

平成 年 月 日

委任者 (使用済自動車の所有者)

(フリガナ)

委任者の氏名・名称及び住所を記入し、「認印」を押印してください。また、ふりがなを忘れないでください。

作成した年月日を記入してください。

氏名
又は
名称

認印

住所

御注意

- ① 委任状は、委任者が自署・押印してください。
- ② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

委任状

受任者 氏名 行政書士 寺岡 正善
住所 鹿児島県鹿屋市田崎町2815番地 寺岡行政書士事務所

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

自動車登録番号	車台番号

年 月 日

委任者 (使用済自動車の所有者)

(フリガナ)

氏名
又は
名称

印

住所

- 御注意
- ① 委任状は、委任者が自署・押印してください。
 - ② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等のときは、国税通則法第57条(充当)及び地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。